

仕 様 書

この仕様書は、今帰仁村（以下「甲」という。）が発注する観光地安全強化事業今帰仁城跡交通誘導警備委託業務（以下「業務」という。）に関して、受託者（以下「乙」という。）が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

観光地安全強化事業 今帰仁城跡交通誘導警備委託業務

2 目的

世界遺産今帰仁城跡の繁忙期において、今帰仁城跡駐車場（臨時駐車場合む）及び周辺道路の車両の誘導を行うことで、駐車待ち時間の短縮、歩行者の安全確保並びに駐車場の秩序維持を図り、来場者へのサービスの向上と今帰仁城跡の円滑な運営に寄与することを目的として実施する。

3 履行場所

今帰仁城跡駐車場（臨時駐車場合む）及び周辺道路
沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 5101 番地

4 履行期間

令和 8 年 1 月 17 日(土)～令和 8 年 2 月 20 日（金） 35 日間

5 業務内容

- （1）今帰仁城跡駐車場及び周辺道路での車両の誘導案内
- （2）歩行者の安全確保
- （3）救急車両等の緊急車両の通路確保
- （4）関係機関との連絡・調整
- （5）警備計画書の作成及び提出
- （6）警備日報の作成及び提出
- （7）業務完了報告書の作成及び提出

6 警備員の配置、資格及び業務時間

- （1）配置人数及び場所 ※遊撃隊及び交代要員を含む
別紙 1「警備員配置図」のとおりとする。
- （2）業務時間 ※遊撃隊及び交代要員を含む
別紙 2「警備員配置人数及び従事時間」のとおりとする。

(3) 必要な経験等

- ①本業務を統括する現場責任者は、交通誘導警備業務の実務経験を5年以上有するものとする。
- ②その他警備員は、警備業法に定められた新任教育及び現任教育を適正に履修したものであること。
- ③乙は、本業務を統括する現場責任者を1名選任し、甲へ報告すること。現場責任者は、甲及び関係機関との連絡調整を担うものとし、契約書第6条に定める乙の代理人とする。

(4) 服装及び装備

警備員は、清潔感のある制服を着用し、警笛、誘導灯、雨具等、業務に必要な装備品を常に携帯すること。また、全警備員及び現場責任者が常時連絡を取れるよう、乙の負担において無線機を配備し、常に通信可能な状態を維持すること。

7 提出書類

(1) 警備計画書

業務開始の7日前までに、警備員の配置計画、緊急連絡体制、休憩ローテーション計画等を記載した警備計画書を甲に提出し、承認を得ること。警備計画書には、留意事項に定める関係機関の担当者名及び緊急連絡先を明記すること。

(2) 警備員名簿

業務開始前までに、警備員全員の氏名、生年月日、資格、教育履修状況、緊急連絡先等を記載した警備員名簿を甲に提出し、承認を得ること。

(3) 警備日報

業務の実施日ごとに、当日の天候、業務時間、従事した警備員名、業務内容、特記事項（苦情、事故、その他特筆すべき事案等）を記録し、当該警備員及び現場責任者の確認（署名又は押印）を得た上で、翌日の午前中までに甲へ提出すること。

(3) 業務完了報告書

すべての業務履行後、10日以内に業務完了報告書を甲へ提出すること。

8 緊急時の対応

業務中に交通事故、急病人、火災、その他緊急事態が発生した場合は、人命の安全確保を最優先し、速やかに甲及び関係機関（警察、消防等）へ連絡するとともに、被害の拡大防止に努め、現場責任者の指揮のもと適切に対応すること。

9 損害賠償

乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙がその責任を負い、損害を賠償するものとする。乙は、本業務の履行にあたり、警備業者賠償責任保険に加入し、契約締結時までその証書の写しを甲へ提出すること。

10 再委託

(1) 乙は、業務の主たる部分を除く一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(2) 前項の「主たる部分」とは、業務における統括、業務遂行の手法の決定及び技術的判断をいうものとする。

(3) 第三者に業務を再委託する場合、乙は、当該第三者に対して甲と乙の間で交わした契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

11 悪天候等による業務の変更・中止

悪天候により、甲が本業務の実施が困難と判断し、業務の変更または中止を決定した場合、甲は速やかに乙へ通知する。中止の決定の通知があった時点での業務の取り扱い及び経費の負担については、別途甲乙協議の上定める。ただし、中止の通知があった時点までに乙がすでに履行した業務、及び乙が既に手配・準備した経費（キャンセル不可の実費等）については、甲は乙に対し、その実費または既履行部分に対する警備料金を負担するものとする。

12 秘密保持

乙は、本業務の遂行に際して知り得た一切の情報を、甲の事前の承諾なく、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。本業務が終了した後も同様とする。

13 留意事項

(1) 業務内容を十分に理解し、甲及び関係機関との連絡体制を密にし、業務の円滑な遂行に努めること。

(2) 警備業法をはじめ、関係法令等を遵守すること。

(3) 現場責任者は、今帰仁グスク桜まつり事務局、今帰仁村グスク交流センター指定管理者、今帰仁村教育委員会文化財係と綿密に連携し、業務を遂行すること。

(4) 来場者に対しては、常に丁寧な言葉遣いと節度ある態度で接し、不快感を与えることのないよう努めること。

14 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して取り決めるものとする。